

令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年2月20日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 4 議案説明員について
- 第4 議案第1号令和2年度長久手市一般会計予算から議案第33号長久手市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
(議案の上程、施政方針、提案者の説明)
- 第5 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第6 同意案第2号長久手市公平委員会の委員の選任について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年2月21日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 議案第1号から議案第33号まで
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月4日(水)午前9時30分開議

第1 議案第33号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第2 一般質問

（代表質問）

（個人質問）

令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年3月5日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年3月6日（金）午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年3月18日(水)午前10時開議

- 第1 議案第1号から議案第32号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

総務くらし建設委員会

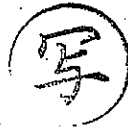
議案番号	件名
議案第15号	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第16号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
議案第18号	長久手市印鑑条例等の一部を改正する条例について
議案第19号	長久手市債権管理条例の制定について
議案第20号	長久手市地域共生ステーション条例の一部を改正する条例について
議案第26号	長久手市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
議案第27号	長久手市田園バレー交流施設条例の一部を改正する条例について
議案第28号	名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
議案第29号	長久手市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号	土地区画整理事業に伴う町界町名の区域の設定及び変更について
議案第31号	市道路線の認定について
議案第32号	市道路線の変更について
議案第33号	長久手市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

教育福祉委員会

- | 議案番号 | 件名 |
|--------|---|
| 議案第21号 | 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第22号 | 長久手市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について |
| 議案第23号 | 長久手市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第24号 | 長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例について |
| 議案第25号 | 長久手市児童発達支援センター条例の制定について |

予算決算委員会

議案番号	件名
議案第 1 号	令和 2 年度長久手市一般会計予算
議案第 2 号	令和 2 年度長久手市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	令和 2 年度長久手市土地取得特別会計予算
議案第 4 号	令和 2 年度長久手市介護保険特別会計予算
議案第 5 号	令和 2 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号	令和 2 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算
議案第 7 号	令和 2 年度長久手市公園西駅周辺土地地区画整理事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 2 年度長久手市下水道事業会計予算
議案第 9 号	令和元年度長久手市一般会計補正予算 (第 6 号)
議案第 10 号	令和元年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 11 号	令和元年度長久手市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 12 号	令和元年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 13 号	令和元年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 14 号	令和元年度長久手市公園西駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)



令和2年1月27日

長久手市長 吉田 一平 殿

長久手市特別職報酬
等審議会
会長 石橋 健



長久手市特別職の報酬等の改定について（答申）

令和元年11月21日付け31長人第205号の諮問については、長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 改定の内容について

本審議会においては、諮問の内容について、一般市民の公募委員2名を含めた8名の委員により、公正かつ慎重に審議しました。

審議にあたっては、県内の類似市の特別職の報酬等の状況、財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移などを基に、様々な角度から意見を述べて検討しました。その中で、議員活動の可視化の必要性に関する意見が多かったことから、市議会議員に御協力いただき、議員活動に関するアンケート調査を行い、追加資料として議員の活動時間数と活動内容を提示しました。加えて、議会での業務負担が増加している委員長・副委員長の報酬額についても審議いたしました。

その結果、本審議会が開催されていない期間において、職員の給料は人事院勧告に基づいて増額されていること、特別職・議員の役割や責任が増していること、若い方に議員になる意欲を高めてもらうことも必要であることから、特別職の報酬等については、別紙のとおり増額改定することが適当であるとしました。

また、委員長及び副委員長の報酬についても、議会での職務をしっかりと行っていただくため、増額することが適当であるとしました。

しかしながら、本審議会では、今後、議員活動を可視化していかないと、報酬を上げた根拠を市民の方々へ説明することができないとの意見が多々あったことを申し添えます。

2 実施時期について

令和2年4月以降からの改定が適当とします。

1 特別職

金額の単位：円

区分	現行額	改定額	差引額
			増額率
市長	880,000	892,000	+12,000
			+1.4%
副市長	717,000	727,000	+10,000
			+1.4%
教育長	652,000	661,000	+9,000
			+1.4%

2 議会の議員

区分	現行額	改定額	差引額
			増額率
議長	488,000	495,000	+7,000
			+1.4%
副議長	423,000	429,000	+6,000
			+1.4%
委員長	362,000 (※)	377,000	+15,000
			+4.1%
副委員長	362,000 (※)	372,000	+10,000
			+2.8%
議員	362,000	367,000	+5,000
			+1.4%

※現行、委員長・副委員長の区分は無いため、現行額は議員の報酬を参考に表記しています。



2 長人第 8 号
令和 2 年 2 月 3 日

長久手市議会議長 加藤和男 様

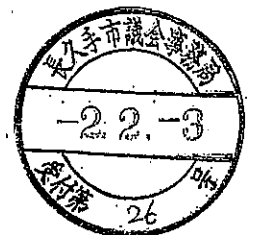
長久手市長 吉田一平



長久手市特別職報酬等審議会の答申について (報告)

令和元年10月18日付け31長議第238号にて、長久手市議会議長より依頼のありました長久手市特別職報酬等審議会の開催について、令和元年11月21日及び令和2年1月9日の2回にわたり審議され、令和2年1月27日に答申がありましたので御報告します。

(問合先 長久手市市長公室人事課 浅井 電話 0561-56-0604)





報酬審議会の答申に伴う「長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第3条 議員等の議員報酬月額、別表のとおりとする。</p> <p>【別表 参照】</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第3条 議員等の議員報酬月額、別表のとおりとする。</p> <p>【別表 参照】</p>

【別表】

改正後

区分	議員報酬月額	旅費
議長	49万5,000円	旅費の項 (略)
副議長	42万9,000円	
常任委員会委員長(予算決算委員会を除く。以下同じ。)	37万7,000円	
及び議会運営委員会の委員長		
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	37万2,000円	
議員(議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く)	36万7,000円	

改正前

区分	議員報酬月額	旅費
議長	48万8,000円	旅費の項 (略)
副議長	42万3,000円	
委員長及び議員	36万2,000円	